

農振除外・農地転用の手続について

砺波市農業振興課・砺波市農業委員会

- 1 砺波市役所農業振興課において、転用予定地が、農振農用地区域か、非農用地区域かを、農業振興地域農用地利用計画図を閲覧して確認してください。
- 2 農振非農用地の場合は、農業委員会に農地転用許可申請書を提出してください。
- 3 農振農用地の場合は、農業振興課に農振除外願出書を提出してください。
- 4 書類申請は、自己申請又は、富山県行政書士会員の代理申請により行ってください。
- 5 農振除外願出は、偶数月（年6回）に受け付けています。
- 6 農振除外願出を行うに当たり、関係土地改良区、隣接農地の所有者及び耕作者、関係自治会長等の同意を得る必要があります。
- 7 農振除外は、県、農業委員会等との協議が必要であり、認可されるまでに8箇月程度の期間を要します。
- 8 農振除外認可に係る農地転用については、認可の日から1年以内に農地転用の手続を行ってください。1年以内に手続されない場合は、農振農用地区域に戻す編入手続きが必要です。
- 9 農地転用許可申請書の提出期限は毎月20日（閉庁日の場合は直前の開庁日）で、翌月の第1週に開催する農業委員会総会において審議します。
- 10 農振除外願出の目的とは異なる目的の農地転用はできません。
- 11 農地転用できない農地（農地法）
 - (1) 隣接宅地からおおむね50m以上離れている。
 - (2) 転用後の宅地面積は、農家住宅については1,000㎡、一般住宅については500㎡までしか認められておらず、これを超える転用はできません。
 - (3) 農家住宅で既に宅地面積が1,000㎡以上である場合は、さらなる農地転用はできません。

- 12 転用面積が4ha未満の場合は、県知事の許可となります。4ha以上の場合は大
臣許可となります。
- 13 転用予定農地に利用権が設定されている場合には、農地法第18条の規定による
解約手続が必要です。また、利用権設定により流動化奨励金等の交付を受けてい
る場合は返還の手続きも必要です。
- 14 農地転用は、許可されるまでに40日間程度の日数を要します。
- 15 農地転用の工事は、許可日以後に始めてください。
- 16 許可を受けずに農地に盛土等を行った場合は、無断転用となり農地法第51条の
規定により処分を受けることとなります。
- 17 面積5,000㎡以上の土地の売買契約を締結する場合は、国土利用計画法により契
約の6週間前までに砺波市役所企画調整課に届け出てください。
- 18 面積3,000㎡以上の開発行為は、都市計画法に基づく開発許可申請が必要です。
窓口は砺波市役所都市整備課です。
- 19 面積3,000㎡以上の農地転用は、県の現地調査があります。
- 20 一時転用（陸砂利採取）について
 - (1) 採掘の深さは10mまでであること。
 - (2) 埋土は山砂に指定され、産業廃棄物・建設残土は使用しないこと。
 - (3) 採取期間は3年以内とすること。
- 21 編入願出の場合において、土地改良事業が計画されているときは、当該事業の
施行計画図面を添付してください。
- 22 農地の交換・所有権移転について
 - (1) 農地を取得しようとする場合は、現在の農業経営面積が5反以上である、又
は取得後に5反以上になるという条件を満たす必要があります。
 - (2) 交換は、両者が5反以上自作しているか、一方があっせん基準面積（14反）
以上を所有していることが条件です。

詳細については、砺波市農業振興課・砺波市農業委員会にご確認ください。

TEL 0763-33-1111（内線426）

農振除外願出書の添付書類

- ・ 土地登記簿謄本
- ・ 除外願出地付近見取図（住宅地図の写し）
- ・ 除外願出地付近公図（隣接地の地番、地目、面積、所有者名、耕作者名を記入）
- ・ 除外願出地の土地利用計画図（縮尺 1 / 200～ 1 / 500）
- ・ 建物又は工作物の設計平面図及び立面図
- ・ 既存敷地の土地利用図（縮尺 1 / 200～ 1 / 500）
- ・ 経営上、資格又は許可が必要な場合は、これを証明する書類の写し
（建設業許可証、宅地建物取引免許証、古物商許可証、調理師免許証など）
- ・ 除外目的が「分譲住宅地」の場合は、転用許可を受けて現在造成中の分譲住宅地の工事の進捗状況を記載したもの
- ・ 収用対象事業により物件移転が必要となり、その為に行う除外願出については、収用予定地の求積図の写し
- ・ 転用により周辺環境が著しく変化する場合は、隣接自治会代表者及び隣接自治振興会長の同意書

編入願出書の添付書類

- ・ 土地登記簿謄本
- ・ 編入理由書（様式は任意。具体的に記入。）
- ・ 編入願出地付近見取図（住宅地図の写し）
- ・ 編入願出地付近公図（隣接地の地番、地目、面積、所有者名、耕作者名を記入）